

## 公益社団法人三重県看護協会役員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第26条第3項の規定に基づき、公益社団法人三重県看護協会の役員報酬及びその支給基準について定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において役員とは、常勤理事、非常勤理事及び監事をいう。

2 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、会長、専務理事及び常任理事をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

### (報酬の種類)

第3条 常勤理事の報酬は年俸制を基本とし、これを原則として12等分して毎月支払うものとする。ただし、月の途中で就任又は退任した場合、或いは年俸の変化があった場合は日割り計算とする。

2 理事及び監事の報酬は、次の各号に定める額とする。

#### (1) 常勤理事

- イ 会長に支給する報酬は、年額4,912,800円とする。
- ロ 専務理事に支給する報酬は、年額4,672,800円とする。
- ハ 常任理事に支給する報酬は、年額4,593,600円とする。

#### (2) 非常勤理事

- イ 副会長に支給する報酬は、総会、理事会及び業務執行理事会への出席の都度、1人1日当たり10,000円とする。
- ロ その他の非常勤理事に支給する報酬は、総会及び理事会への出席の都度、1人1日当たり5,000円とする。

#### (3) 監事

- イ 外部監事 年額360,000円
- ロ 上記以外の監事に支給する報酬は、総会及び理事会への出席の都度、1人1日当たり5,000円とする。また、会計監査業務を行ったときは、1人1日当たり10,000円とする。

3 前号の規定に関わらず、常勤理事に満年齢60歳未満で就任した場合の報酬は理事会で協議のうえ、別に定める。

### (報酬の支給方法)

第4条 報酬の支給日は、次の各号に定める日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人三重県看護協会賃金規程（以下「賃金規程」という。）第6条第1項の規定に準じて支給する。

- (1) 常勤理事 その月分を当月の17日
- (2) 非常勤理事及び監事 その月分を翌月の17日

- (3) 外部監事 年度末までに、その年度分を一括して支払う
- 2 法令に基づき、報酬から控除すべき金額がある場合には、その支払うべき報酬から、その金額を控除して支給するものとする。
  - 3 報酬は、原則として銀行預金等への振込みによって支給することとする。
- (手当)

第5条 常勤理事には、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 通勤手当 通勤手当の額については、賃金規程第13条の規定を準用する。
  - 2 通勤手当は、その月分を当月の17日に支給する。
- (交通費)

第6条 非常勤理事及び監事については、協会業務に従事するために要する旅費として交通実費を支給する。

(日割計算)

第7条 新たに理事になった者には、その日から報酬を支給する。

- 2 理事が退職し、又は、解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は、第2項の規定により報酬を支給する場合は、賃金規程を準用して日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めのない事項については、会長が理事会に諮り定める。

附則

- 1 この規程は、平成25年6月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第3条一部改正)
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。(第3条、第4条一部改正)
- 4 この規程は、平成27年6月25日から施行する。(第3条一部改正)